

第六十八回国会 社会労働委員会議録 第八号

昭和四十七年三月二十一日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 森山 鈴司君

理事 伊東 正義君

理事 渡谷 直藏君

理事 増岡 博之君

理事 大橋 敏雄君

理事 小沢 辰男君

理事 谷垣 誠君

理事 田畑 有馬君

理事 金光君

理事 元治君

理事 唐沢俊二郎君

理事 斎藤滋与史君

理事 橋本龍太郎君

理事 山下 徳夫君

理事 後藤 俊男君

理事 山本 政弘君

理事 古川 雅司君

理事 塚原 俊郎君

出席政府委員

労働大臣 塚原 俊郎君

労働省労働基準局長 渡邊 健二君

労働省労働基準局安全部長 北川 後夫君

社会労働委員会調査室長 濱中雄太郎君

委員外の出席者

三月十七日

健康保険法及び厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

同月十八日

消費生活協同組合法改正に関する請願(金丸徳重君紹介)(第一六〇一号)

同(武部文君紹介)(第一六〇三号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第一六四一號)

同(勝澤芳雄君紹介)(第一七〇七号)

同(武部文君紹介)(第一七〇八号)

同(西宮弘君紹介)(第一七〇九号)

同(八木昇君紹介)(第一七一〇号)

同(武部文君紹介)(第一七六八号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第一六四二号)

同(竹内黎一君紹介)(第一六四三号)

同外一件(中川俊思君紹介)(第一六四五号)

同(森田重次郎君紹介)(第一六四五号)

同(松澤雄藏君紹介)(第一七〇五号)

同(竹内黎一君紹介)(第一七〇三号)

健保料引上げ反対に関する請願(中井徳次郎君紹介)(第一六四六号)

同(社会福祉施設職員の増員等に関する請願(島本虎三君紹介)(第一七〇三号)

同(田畑有馬君紹介)(第一七〇四号)

民生委員、児童委員の増員等に関する請願(箕輪登君紹介)(第一七〇六号)

本日の会議に付した案件  
労働安全衛生法案(内閣提出第四一号)

○森山委員長 これより会議を開きます。

○田邊委員長 労働安全衛生法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○田邊委員長 時代の進展によりまして、働く職場の状態が変わつてまいりましたが、政府は、今回、この職場の安全を確保し、そして産業の進展に寄与するという意味合いから、新しい法案を提案をしてまいりました。

私は、きょうは労働安全衛生法案のいわば前提をなすいろいろな条件なり、あるいはまたその周辺の問題について主として質問をいたしてまいり

たいと思います。

労働災害は、日本の場合はかなり多発をしておるわけですから、その総数は年間百六十万から百七十万といわれております。数のはかり方にも問題がありますけれども、まあ百万といわ

ば、労働力の中心をなす非常な影響力をもたらす害は多発をしておるという状態であります。までもあります。そこで、よくこれを交通災害と見ましても、近年かなり、労働災害がさらに深刻化しているということを物語っていると思うのであります。そういう面から私は、この労働災害

見ましても、近年かなり、労働災害がさらに深刻化しているということを物語っていると思うのであります。そういう面から私は、この労働災害

あります。そういう面から私は、この労働災害見ましても、近年かなり、労働災害がさらに深刻化しているということを物語っていると思うのであります。そういう面から私は、この労働災害

るな事故、それからもう一つは、事故があつても報告することをきらつたために、それを内部でもつて処理するといふような傾向、あるいは安全衛生月間とか事故撲滅週間とかいろいろなものを設けたために、いわば統計上あらわることをきらうために表にあらわさない、こうしたことについてあなたの方はよほど深く探つて、その根源を突きとめなければならぬのではないかというふうに私は思うのですけれども、それについて一体どういうような手立てを講じてこられたか、お伺いしたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 ただいま田邊委員御指摘のように、一部には災害が起きましても、いわゆる安全表彰などの目標達成のためにそれを表に出したがらないという傾向があるというようなことも私が聞いております。しかしながら、われわれいたしましては、業務上の災害疾病につきましては、できる限りこれを正確に、そのまま把握するようだつとめておるわけでございまして、確かにそういうような傾向が全くないかどうかは、必ずしも私ども断言するまでの自信はございませんけれども、しかし最近の状況で申しますと、死亡といつたような、もう隠しようもないようなものにつきましても、昨年には四十五年から見まして、かなり減つてきておりますので、減少の傾向はあるのではないか、かように考えておるわけでございます。

ただ職業病などにつきましては、いろいろな最近の新しい化学物質の使用等によりまして、職業病であることが直ちに判明しない、あとになつてからだんだんそういうことがわかつてくるといふような事態は確かに見られるわけでございまして、私もそういふ点につきましても、できる限り事態を的確に把握するよう、あらゆる機関を通じつとめておるところでございます。

○田邊委員 それでいま局長は、死亡者についてはかなり減つてきておるといふけれども、そんなに減つていないです。大体六千人の台を実は上

らないといふことは当然であります。いま申し上げた私はがえんすることはできない。いま申し上げたような業務上疾病についても、なかなか発見ができないといふことは、どうするかということが、いま現代的に公害の問題も含めて問われていると思うのです。したがつて、いわば死亡事故が横ばいであ

るということと業務上疾病が増加をしているという傾向について、私どもとしては、これをひとつ横ばいするという方向がはかられなければならぬとしたがつて、今回の労働安全衛生法を策定をいたしました基本的な考え方というものは、いまの現象に対し根本からメスを入れてその解決をはかるという、こういう観点でなければならぬと私は思ひます。いま申し上げたような点から見て、一体この法案がいわばあなたの方の意に沿って、かなり減つてきておりますので、今度、まだ発表にはなつておりますが、今度、まだ発表にはなつておりますが、四百を割るというふうな報告を受けておりましたので、つまり五十六百くらいの死傷者といふので、そういう報告を受け取りましたので申し上げたのであって、決してそれでよろしいという意味ではございませんよ。ただ数字の上では、四百くらいの減であるということ、私の頭に入つておりましたので申し上げたよな次第でございま

す。

○田邊委員 それは一昨年から昨年にかけて、特に建設業等でもつて実は重大な事故が起つておるのです。リングビーム工法等、その他のいわば新工法によるところの事故が多発したことによると、それに対する自衛等があつたといふ若干のそれに対する自衛等があつたといふに見てもいいのであります。大体長く十年くらいのところをとつてみて、いま横ばいの状態であります。いま前段に申し上げたことを考えたときに、この新法をつくりました根拠というのは、一體那辺にあるのかということを明確にしていかなければならぬと考えるわけであります。いま私が申し上げたように、労働災害はなぜ起るのかということをまず十分解明しなければならぬと思うのです。日本の場合は歐米に比較して約三倍、特に建設業の場合は約五倍の労働災害が起こっているという現状を見たときに、これにはやはり日本の企業のいろいろな面における立ちおくれ、いろいろな面におけるネックがあるのぢやないかと思うのですけれども、これに対してどういふお考えでしようか。労働災害はなぜこういうよ

うあるわけありますか。要は、基本的にはそ

ういう問題をなくするために、安全衛生を考えるための法案でありますので、十分その点を盛り込んで、あらゆる観点からそういうことに十分重きを置いて、この法案というものは作成した。御批判はあるでしょうけれども、ベストのところではないかも知れないが、私は十分その点を考慮に入れて作成された法律案である。このように考えております。

○田邊委員 大臣も死亡事故が横ばいであります。あなたのはうの統計は間違つておるというのも、実はこれをどうするかということが、いま現は、六千というのが普通いわれておる数字であります。六千というのが普通いわれておる数字であります。今度、まだ発表にはなつておりますが、今度、まだ発表にはなつておりますが、四百を割るというふうな報告を受けておりましたので、つまり五十六百くらいの死傷者といふので、そういう報告を受け取りましたので申し上げたのであって、決してそれでよろしいという意味ではございませんよ。ただ数字の上では、四百くらいの減であるということ、私の頭に入つておりましたので申し上げたよな次第でございま

す。

○田邊委員 それは一昨年から昨年にかけて、特に建設業等でもつて実は重大な事故が起つておるのです。リングビーム工法等、その他のいわば新工法によるところの事故が多発したことによると、それに対する自衛等があつたといふ若干のそれに対する自衛等があつたといふに見てもいいのであります。大体長く十年くらいのところをとつてみて、いま横ばいの状態であります。いま前段に申し上げたことを考えたときに、この新法をつくりました根拠というのは、一體那辺にあるのかということを明確にしていかなければならぬと考えるわけであります。いま私が申し上げたように、労働災害はなぜ起るのかといふことをまず十分解明しなければならぬと思うのです。日本の場合は歐米に比較して約三倍、特に建設業の場合は約五倍の労働災害が起こっているという現状を見たときに、これにはやはり日本の企業のいろいろな面における立ちおくれ、いろいろな面におけるネックがあるのぢやないかと思うのですけれども、これに対してどういふお考えでしようか。労働災害はなぜこういうよ

○渡邊(健)政府委員 労働災害が多発いたしておられます原因にはいろいろあらうかと存するのでございまして、技術的その他から見まして、大企業におきましては日本ではかなり進んでおりますけれども、非常に多数を占めます中小企業におきましては、まだまだおくれた状態にあること、それから全体を通しまして近ごろようやく人命尊重、人間重視という考え方が普及してまいってはきておりますけれども、まだまだ歴史的に日も浅く、そういう観念がほんとうに経営者の全体に徹し切つていいといふようなこと、あるいは労働者自身につきましても、安全衛生教育などが必ずしも十分に徹底的に行なわれていないこと等々のいろいろな原因が総合いたしまして、先進国に比較いたしまして、こういう災害がまだまだかなり多い状況を示している、私どもがようと考えているわけでございます。

○田邊委員 いま局長がいみじくも言われたように、日本の場合における労働災害の多発化している要因は、一つは何といっても企業の体質にある。特に大企業と零細企業との間ににおける格差、いろいろな経済条件の差、こういったものが私は一つあると思うのです。第二は、何といってもそ

の上に立って、なおかつ企業の利益性を追求しようと、いう利潤追求のみに走る、利潤追求を優先する体質、そのための劣悪な施設の状態、特に問題にされる非常に悪い労働条件、さらには近代的な技術の進歩に適応できない一つの体制、こういうものが企業の体内にあると私は思うのです。また一方においては、いま言つたように企業の利益追

求を優先するという、こういう体質であるだけに、一つには企業の公共性を十分認識していないかと私は思うのです。世にいわれる公害の問題も後段の問題がその論拠になつてゐるのではないかと思うのです。

ですから、そういった企業の体質を考えてこれ

に対処しませんと、ただ単に新法をつくつて、い

るいろ技術的な面におけるくふうをこらし、ある

ことはまだいろいろ行政上の指導を強化する、そ

うだけではいわゆる労働災害を撲滅するとい

う、この最大の目標に到達することはできないというよう私は考へているわけですが、この点はひとつしつかり私と大臣との間にコンセンサスを求めておきたいと思うのですが、大臣、私はいま言つたことに対するお考へですが、企業は自分のためにのみ利益を追求し、そのため劣悪な条件を労働者にしているといふ、一言にしていえば、田邊委員のお話はそこにあると思うのです。私は日本全部の企業がそういう形であるとは考えられません。ですから完全なコンセンサスということは困難ですけれども、そういうことをなくするために企業は企業としてすべきこと、また労働者は安全な楽しい職場を求めてそこで働くという、そのためこの法律はつくつたのであります。完全なコンセンサスを得られないとしても、あなたと同じような気持ちから企業者も労働者も守るべきものは守るというふうな形で、この法律はつくられたものであるというふうに了解していただきたい、私はこのように思つております。

○田邊委員 それはどこどころがあなたと私と違うのでございますか。それは私の言つたことに置き忘れられておるものがあるんじゃないとか、ぴんとこなつたものがあつたというか、そ

ういう点だけでございます。

○田邊委員 私は、何も企業が利益追求のみをやつておるんぢやない、それを優先的に走るために、置き忘れられておるものがあるんじゃない

か。それだからこそ、あなた方はそれに対応する

ところの施策を講じたいという念願で法案を出されたんだと私は思うのです。そりじゃありませんか。

○塙原國務大臣 これは具体的にどうこうといふふうに申し上げたのではなくて、労使一体となつて進んでいかなければ、これからの日本の発展も

望めませんし、またその企業その産業の発展も望み得ないことは当然であります。したがつて、労使一体となつて今まで努力を続けておる。私は

このように考えております。ですから、企業者は

企業者、労働者は労働者の立場としてお互に話し合つていい条件をつくろうという努力をしておつた、私はそのように考へておる。そこまではあなたと同じですが、田邊委員は、企業はただ利

益を追求することのみにきゅうきゅうとして、労

働者は劣悪な条件をしらられたというそのことば

はコンセンサスが得られないということを私は申し上げたのであって、実際、労使一体となつて企

業の発達をはかり、産業の発達をはかっていく、そ

ういうことはあなたども変わりありません。

ただことばの言い回しで若干かんとといふ

か、ぴんとこなつたものがあつたというか、そ

ういう点だけでございます。

○田邊委員 私は、何も企業が利益追求のみを

やつておるんぢやない、それを優先的に走るため

に置き忘れられておるものがあるんじゃない

か。それだからこそ、あなた方はそれに対応する

ところの施策を講じたいという念願で法案を出されたんだと私は思うのです。そりじゃありませんか。

○塙原國務大臣 私は、基本的には田邊さんと考

えは違つてないと思うのですよ。とにかく労使一

体となつていなければ、これからよいよ労働

力が問題にされるときに、これはどうにも動きがつかなくなるのですから。また最初にございつたと申上げたときにも、人間尊重、社会福祉の向

上といふことで、福祉の向上に重点を置いたんで

すから、労働者の味方であることは間違いないのです。

ただ日進月歩というか、機械類が非常に進んで

いく、これに応する対応力が、いかに訓練等施

ても、なかなかついていけないところに今日まで

の事故があつたと思うのです。そういうものをな

くすために労使一体となつていく。だからベスト

ではないが、ペターなものを作り上げようとい

うねらいでありますから、その点御了承願い、誤

解のないようにお願いしたい、こういうよう申し上げておるわけです。

○田邊委員 現状の認識を正しくしておきたいと思つて、私は大臣に特に申し上げておいたわけ

あります。それで、それならば、いま申し上げた労働災

害をなくするためには一体どういう対策を講ずべきなのか。労働災害を撲滅するための前提となるべき条件というものは一体何であるか。そう申し

上げただけでは、ちょっとわかりづらいかもしませんけれども、いま私が申し上げたような面から見て、私は何といつても、一つには企業の側に

上げるところの責任体制、これを明確にしなければいけないんじやないかと思うのです。

もう一つは、災害を受ける側の労働者に対する

防もあり、との手当もあり、補償もあります。この両面にわたつて救済策を講じてやらなければならぬのじやないか。これは両面があると思

うのです。その点に對してはいかがでございますか。

○渡邊(健)政府委員 田邊委員のおっしゃるとおりでございまして、今回の法案におきましても、法案の大筋の中心をなしますものは、一つには事業主に対します責任の明確化でございます。それから第二番目には、労働者の災害を予防するための危害防止基準をより一そく明確にいたしましたこと、それに関連をいたしまして、機械あるいは原材料等につきましても、労働者の災害に重大な影響があるものにつきましては、この規制を強化いたしております。

それに加えまして、そういう最低基準だけではなしに、技術指針等によりまして、よりい快適な職場づくりにさらに上向きますということ、あるいは労働者に對して安全衛生教育を徹底すること、あるいは中小企業等につきまして、安全衛生施設等を改善するに必要な技術的、あるいは金融的な援助をする、そういうプラスアルファをそれについて加えていくというようなことが、この法案の骨子になつておるわけでございまして、田邊委員のおっしゃいますよなことは、今回の法案の中にもおおむねその趣旨は盛り込まれておるわけでございます。

○田邊委員 いま、一つ問題になりましたのは、何といつても企業者側の責任であります。これは労働災害の社会性というものを私どもが追及するときに、どうしてもやはり企業責任、管理者責任というものを明らかにしておく必要があり、このことは非常に重要であるというふうに私どもは思つておるわけです。その次の労働者の問題もありますけれども。

その中心だろうと思うのです。しかし、私は企業の責任を追及する際に、いま申し上げたようないろいろな予防措置や、あるいは施設の面における改善措置や、そういういわば周辺の固めも必要

であります。それは実は法務省に来ていただいているわけではございませんから、あらためてこの問題についてはお聞きをしたいと思うのですけれども、今までいろいろな面におけるところの罰則が強化をされたりといましまようか、あるいは罰金等の措置が、かなり現在までに照らして重くなつた、こういうことがいわれておりますが、私は何といっても、一番重大なことは、この労働災害が起こった場合における業務上の責任、いわば業務上の過失なり傷害に対するところの刑罰、いわゆる刑法の二百十一条にいうところの業務上過失あるいは重過失致死傷等の面までさかのばってこの問題に対し触れなければ、本来的な意味をなさないじゃないかとおどがります。

失致死傷等の面までさかのばってこの問題に対しつてお聞きをしたいと思うのですが、私は企業者の最終的

いたしましたが、私は企業者の最終的な責任を負わせるという観点から見れば、非常に弱いのではないかという気がいたしませんけれども、法案を作成いたしました当事者として、これに対する考え方

でございますが、これは刑法の本法に基づくものでございませんが、これは刑法主義の立場から、從来からも多くの判例によって一つの考え方、適用のしかたといふものができていけるわけでございまして、これは労働安全衛生事案につきましても、同じ考え方で立つて検察当局におきまして改正に適用されている、その点について私は今後も変わることはない、かように存じておるわけでございます。

○田邊委員 いま申し上げたように、業務上の過失に対し責任体制を明らかにするということを中心としたところはないとお聞きをしておきたいと思うのです。

したがつて、そういう立場でものを見たときには、この法案の中で実はいろいろな行政指導なり手當てを講じています。いま局長が言われた点がますけれども。

その中心だろうと思うのです。しかし、私は企業の責任を追及する際に、いま申し上げたようないろいろな予防措置や、あるいは施設の面における改善措置や、そういういわば周辺の固めも必要

めまして必要な監督も実施していく、こういう視

点が基礎であることは申し上げるまでもないところでございまして、今回の法案におきましては労働災害を起こした場合、その責任はきびしく問われるなど、ということにその中心があると思うのです。もちろん苛々説求ではありませんで、そのことだけがすべてではないと思います。そういうことにすべてをかけるということは、私は間違

いであろうと思いまますけれども、しかし何といつても、この責任を明確にするという意味で、罰則を強化することは忘れてはならないことだらうと

思うのです。

きょうは実は法務省に来ていただいているわけ

でございませんから、あらためてこの問題につ

いてはお聞きをしたいと思うのですけれども、今

度いろいろな面におけるところの罰則が強化をさ

れたといいまようか、あるいは罰金等の措置

が、かなり現在までに照らして重くなつた、こう

いうことがいわれておりますが、私は何といって

も、安全衛生につきまして従来一年以下であります

たのを三年に上げる等々、最近の情勢に適合したような罰則とし、他の法律との均衡をとれる体

勢に伴いまして、従来基準法のいろいろな一定の危害防止基準に對する違反につきましての罰則等につきましては、基準法が二十数年前にでき

いたしておるところでございます。

それに伴いまして、従来基準法のいろいろな罰則等におきまして、やや適合しない点があつたわけでございますが、今回の法案におきましても、最近におけるこれら社会的な事案に対し

ますのもろの法律の罰則と均衡を保つて、結果的に申しますと、罰金の額も従来五千円でありますものが最低五万円に上がつている

とか、あるいはそのほかの体刑等につきまして

も、安全衛生につきまして従来一年以下であります

たのを三年に上げる等々、最近の情勢に適合し

たのを三年に上げる等々、最近の情勢に適合し

たのを三年に上げる等々、最近の情勢に適合し

たのを三年に上げる等々、最近の情勢に適合し

いたしておるわけでござります。

第二番目は、先ほど申し上げたように、いわゆ

る企業者の責任と同時に労働者の基本的な人権、生命と財産を守るという、こういう観点で、この労働安全衛生といふものがはからなければならぬということはもう言うまでもないわけであります。

ところが、私は今回の改正の中でさらにもう一つ、いま申し上げたような刑法上の問題とあわせて、この労働災害が起こつた場合におけるところの措置、救済策という面から見て、私はやはり現状を変えいかなければならない部面があるんで

度によって、いわば救済するという労災のたてまつたような罰則とし、他の法律との均衡をとれる体

勢に

めまして必要な監督も実施していく、こういう視

点が基礎であることは申し上げるまでもないところでございまして、今回の法案におきましては労働災害を起こした場合、その責任はきびしく

問われるぞ、ということにその中心があると思うのです。もちろん苛々説求ではありませんで、その

ことだけがすべてではないと思います。そういう

ことにすべてをかけるということは、私は間違

られておるところございまして、最近では昭和四十五年に改正も行なつておるところございます。

なお、これらの基準法、労災法は最低基準でございまして、それ以上労使が話し合ひによつて補償を行なうことは、これはもとより望ましいところであり、現に労働協約等によりまして、使用者の上積みの補償もいろいろ行なわれておるところでございます。ただ、この最低基準につきましても、これを改善すべきではないかという御意見もあるわけでございまして、われわれもそれにつきまして慎重に考えておるところございますが、

労災法と申しましても、基本はやはり労働基準法とつながりがあるわけでござります。

基準法につきましては、御承知のように四十四年以來、労働基準法研究会といふものを設けまして、学識経験者の方に戦後二十数年たつてまいりました基準法につきましての運用の実情と、その問題点等について御検討を願い、御報告をいたしております。いままで安全衛生、労働時間、休日等について御報告がなされ、今回の法案も、その安全衛生につきましての御報告に基づいて提出されたものでござりますが、いま御指摘の災害補償等につきましても、その他の部面と同様現在、基準法研究会で基準法体系全体の中で検討をされておりますので、その検討の結果を待つて基準法、労災法を通じます災害補償の改善の問題についても検討をしてまいりたい、現在はかように考えておるところでございます。

○田邊委員 ですから私がさつき言いましたように、いわゆる労働災害を撲滅する道といふのは、一つには企業責任もあるし、一つには労働者に対するところの予防措置なり、あるいはまた労働災害が起つた場合における補償等がはかられなければ車の両輪にならない。そういう点でいま局長が答弁いたしましたけれども、いわば基準法の災害補償といふ部面について現状とあまりにも食い違つておるのじやないかという気が私はするのです。最低保障といいますけれども、なかなか最

低保障をこえて支払うことをきらうのです。

ですから、たとえば昨年の四月に横浜地裁でもって一つの造船事件が起つて、いわば半身不随になつた三十六歳の月収五万七千円の労働者に対し、この労災保険のほかに基準法の三百万をこえて三千五百万をこえる金額を、解雇料や慰謝料を含めて支払うべきという命令が出たことは、

いわば裁判所がそういう前進的な立場をとつて初めて救済されるわけでありまして、実際にはなかなかこの最低の保障をこえて支払うことができ得ないという状態なんですね。それだからこそ私はさつきから、やはり労働者に対するところの補償の万全を期するということとなしに、形の上でもつていろいろな法律ができましても、安全衛生を真に根本から解決する道にはならない。こういうよう申し上げているわけでありまして、この点はいまいろいろな人たちの意見を聞きながら検討を進めているということでありますけれども、で

きれば、これが両方でいつ初めてこの面におけるところの一つの完ぺきを期せられるのじやないかという気持ちが私はするわけであります。

大臣、いまお話をありましたとおり、少しくその面においては、この法案の提案と、いま申し上げた基準法の改正等の災害補償の部面における改善が時期が合わないことについては、私はやはりおくれて発車しておるわけですから、これに対してもあなたはどうお考えですか。前提条件として、大臣はベストでなくて、ベターだなんという抽象的なことばで済ませられるのじや困りますよ。具体的に法改正があるのだから、それに伴うところのいろいろな措置がなされなければ、私はあなた方がいうところの労働災害撲滅に通じないじやう。ついでいかなくてはならない問題を、汽車がおくれて発車しておるわけですから、これに対してもあなたはどうお考えですか。前提条件として、

大臣はベストでなくて、ベターだなんという抽象的なことばで済ませられるのじや困りますよ。具体的に法改正があるのだから、それに伴うところのいろいろな措置がなされなければ、私はあなた方がいうところの労働災害撲滅に通じないじやう。ついでいかなくてはならない問題を、汽車がおくれて発車しておるわけですから、これに対してもあなたはどうお考えですか。前提条件として、

かかるに、基本法の一部改正という形をとらず、なぜ単独法としたかという点につきましては、最近の労働災害の傾向より見ますと、基準法のように直接の雇用関係のみを前提とする規制のしかたでもって災害を的確に防止することができないいろいろな状況が出てまいつておるといふことです。

しかるに、基本法の一部改正という形をとらず、なぜ単独法としたかという点につきましては、最近の労働災害の傾向より見ますと、基準法のように直接の雇用関係のみを前提とする規制のしかたでもって災害を的確に防止することができないいろいろな状況が出てまいつておるといふことです。

私が言いますのは、労働災害を撲滅するための改定いたしております。しかし、いまの田邊議員の改善すべきであるという意見は、私はこれに同意いたします。

○田邊委員 最初からそういうふうにひとつお答えいただきたいのです。

私が言いますのは、労働災害を撲滅するための改定いたしております。しかし、いまの御意見を踏まえながら新たな問題としてこれを取り上げていきたい。このように考えております。

私が言いますのは、労働災害を撲滅するための改定いたしております。しかし、いまの田邊議員の改善すべきであるという意見は、私はこれに同意いたします。

だから、そういうふうにひとつお答えいただきたい。このように考えております。

きたいと思うのです。しかし、この基準法が持つところの労働者の憲章としての意味、基本的な人権といわば生命、財産を守るという意味合い、これからこの法を抜き出しているという改正の

したたついて、いろいろな意見があるのを十分踏まえていかなければならぬと思うのであります。

そこで、労働基準法の改正という、こういう形をとらしてつくったというこの考え方、これに対するやべーとということでの法案を提出いたしたわけありますから、御意見は十分に私は承りました。

○塙原国務大臣 先ほどから私繰り返しておりますが、いろいろな御批判があることは承知いたしておりますが、いろいろな御批判があることは承知いたしておりますし、ベターではないけれども、今日ベターということでの法案を提出いたしたわけありますから、御意見は十分に私は承りました。

けれども、そういう部面が一緒についてこなければ、ほんとうの意味における災害の撲滅なり災害の予防なり、災害の手当てにならぬじやないか、この点に対してどうですか。あなたのほうは一体それを対してどうですか。あなたのほうは一体それを対してどうですか。

されど、この点に対してどうですか。これも御意見として承つておくのですか。あなたのほうは一体それを対してどうお考えですか。

されど、この点に対してどうですか。あなたは一体それを対してどうお考えですか。

ういう点が基準法と別個に単独立法といたしました第一の点でございます。

さらに第二の理由といたしましては、最近の災害の状況からいたしまして、その防止のためには、最低基準を設定し、それを確保するといふことは、もとより根本でございますけれども、その施策のみでは有効な災害の防止に十分でない。

すなわち災害防止の実をあげるために、最低基準の順守、確保のほかに、さらにそれとあわせまして、安全衛生教育の徹底であるとか、あるいは技術指針や望ましい産業環境の標準をつくる等によりまして、安全かつ快適な職場環境を形成する必要があること、さらに最低基準の順守を容易ならしめるために、中小企業に対して技術的な援助、財政的な援助等、幅広い行政を展開する必要があるというようなこと、これらのことからいたしまして、基準法のワクを越えた幅広い総合的な労働安全行政を展開するためには、やはり別の法律にしたほうがいいのではないか、かよう

に考えて単独法といたしたわけでございます。

なお立法技術的に申しますと、この関係の条文は全部で百条をこえる法案になりますので、基準法の中にそれを全部入れるといふことも、立法技術的にも非常に困難なことでございますし、また一部基準法に残し、一部指導行政等につきましては、やはり安全衛生といふ人の生命、身体にかかるものにつきましては、総合性といふことが大事ではないかという観点から、そういう意味で統一的な立法にすることが適当である、かように考えて、基準法と別個の単独立法にいたしたわけでございます。

田邊委員　実はさつきから私が質問いたしておりますように、大臣といろいろやりとりがありま

したけれども、日本の企業といふのは、何といつても労働者の生命、基本的な人権を尊重するといふ精神が欠けておるのであります。ですから、労働災害が起るといふだけではなくて、いわばいろんな面におけるところの労働条件の劣悪化といふものが問題にされている。ですから私は、いま局長から答弁がありましたように、法の形の面からいえば、今度の労働安全衛生法という単独立法も一つの方法だらうと思うのです。しかしそのことが、その労働安全部面といふものを基準法から抜き出してきたというの中に、何といつても世論的には、やはり今までにも足らない労働条件の問題なり、基本的な人権の問題なりといふものが、これを取り出すことによって、さらに薄められやしないか、いわばこういう危険を本能的に感ずる

ことともまたかがい知れるところだと思うのです。事実そういった面において、技術的な面に走りがちな新法といふものの危険性、私が最初からこれが一つと、「労働基準法と相まって」とはいふことが一つと、安全衛生につきましては基準法の一条、二条など、基準法との連絡の条項を残しておるわけでございます。

○渡邊(健)政府委員　御懸念のようなことがございまして、今回の立法にあたりましては、旧労働基準法の安全衛生に関する条項は削除されましたが、改正後の基準法の四十二条で労働者の安全衛生については、「労働安全衛生法の定めたけれども、改正後の基準法の四十二条で労働者安全衛生については、「労働安全衛生法の定めたところによる。」ということで、基準法と労働安全衛生法との連絡の条項を残しておるわけでございます。

田邊委員　まだお話を聞いておりませんよ、「相まって」というの

十二条によりまして、基準法上の労働条件だといふことは明確になつております。したがいまして、安全衛生につきましては基準法の一、二条など、基準法の總則に書かれております考え方です。そのまま適用はされるわけであるわけでございまして、安全衛生は、その改正後の四十二条によりまして、基準法上の労働条件だといふことは明確になつております。したがいまして、安全衛生につきましては基準法の一条、二条など、基準法の總則に書かれております考え方です。

田邊委員　まだお話を聞いておりませんよ、「相まって」と申しますのは、基準法と一體的

な法といふことは、いま申し上げたように、その詳細は労働安全衛生法に譲った、こういう形をとりまして、基準法との連絡をはかつておるところでございます。

なお、新法の第一条の(目的)の「労働基準法と相まって」と申しますのは、基準法と一體的な運用をはかるという趣旨でありますとともに、基準法の中に規定されております労働時間、賃金、その他の一般労働条件、それの改善と、それから安全衛生法に定められます安全衛生についてのいろいろな基準、それが両々相まって、労働者がそのものばかりじやないわけとして、やはり基準法の中において労働者の人権を守るという立場でやつてあるといふのですね。関連性といふことはそのものばかりじやないわけとして、やはり基準法の中において労働者の人権を守るという立場からするこの安全衛生、労働安全といふこととはそのものばかりじやないわけとして、やはり基準法の中において労働者の人権を守るといふこととはそのものばかりじやないわけとして、やはり基準法の中において労働者の人権を守るといふことと

いう立場の基準法という体系から見たときに、最低賃金法はここから抜け出た。いま労働安全衛生が抜け出るというような面からいいまして、いわばこの労働者の憲章といわれる基本法が、個別法にだんだんと移されているという状態であります。そういった点から、この総合性といふものが宙に浮いてくるんじゃないかという論議は、私は当然あると思います。

田邊委員　ところが戦後の日本の、いわば労働者的人権を守るという立場、労働条件を守るといふ立場の基準法という体系から見たときに、最低賃金法はここから抜け出た。いま労働安全衛生が抜け出るといふことと、いわばこの労働条件の劣悪化といふ精神が欠けておるのであります。こういうふうに思つておられるわけでありますけれども、この点心配、これを私はきちんと踏まえてやらなければいけないものなしには労働災害はなくならない。こういうことを考えたときに、私はこの労働基準法の総合性といふ部面と、いま申し上げた労働災害の撲滅の前提となる、いわゆる労働時間なりその他の条件といふものが、いわばこの法の別の形づくりによつて失われていくんではないかといふふうに思つておられるわけでありますけれども、この点に対してもう一度念を押しておきたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 法体系の中で労働基準法に四十二条というものを残しまして、安全衛生も基準法の体系のかさの下にあるんだということを明確にいたしておりますこと。それから新法の一条におきまして、「基準法と相まって」ということによりまして、賃金、労働時間等の一般労働条件の改善と、それから安全衛生法による安全衛生確保のいろいろな規定と一体的な運用によって災害の防止、労働者の安全がはかられるべきだという考え方を明確にしておくこと、この点は先ほど申し上げたとおりございまして、一応法文の形の上では、先生御懸念の点は十分な配慮がされておると存しておりますが、実際の運用につきましても、われわれ労働省の、一般労働条件と安全衛生とが別々な動きをして一体がそこなわれないかという御懸念をなくするために、運用につきましても労働安全衛生法を所管いたします審議会といたしましては、労働基準法を所管いたしております中央労働基準審議会、これが労働安全衛生法をも所管いたすことになつておりますので、労働安全衛生法を今後改正したり、あるいは運用の重要な問題につきましては、安全衛生、両方を見ながる一體的な運用の確保をはかる仕組みに相なつておるわけでございます。

それからまたそれを実施いたします実施機関においても、基準法を所管いたしております労働基準関係の行政機関、中央の労働基準局及び地方の都道府県労働基準局、監督署、この系列が同じく労働安全衛生法の施行にも当たることになつておりますので、そういう施行の面におきましても、基準法の施行機関と労働安全衛生法の施行機関は同一の機関が当たることによりまして、両者が両々相まって効果的な法の運営、一體的な法の運営がされるよう配慮をいたして、御懸念の点がないようにはかつておるところでございま

す。

○田邊委員 こうなつてしましましたときに、あなたは労働基準局長だから基準法の番人でなくちやいけませんけれども、そりいふた点で、あと労働基準法というものは一体基本法としての定めますとともに労働条件一般につきましての全体的な通則的な規定を内容いたしておるわけござります。ただ、その労働条件一般の中で、たとえば最低賃金であるとか、あるいは今回の安全衛生問題だが、一般的な労働条件の中では個々のものがだんだんに社会情勢の変遷とともに大きな意味を持ち、ウエートを持ってくる場合に、それが基準法そのものから、規定といたしましては独立して、個別の法律になることはあるわけでございますが、しかしながら個別の法律ができたといたしましても、それは基準法体系がカバーいたしておられます分野の一部を受け持つものでございまして、先ほども申しましたよないろいろ両者の関係を明確にいたします規定を設ける等により、基準法体系の当然の一員であるということを明確にいたしておるわけでございます。

そういう意味で、基準法とそれらの個別法とは姉妹法の関係に立つわけございまして、基準法の法理は、したがいまして姉妹法として、当然にそれらの個別法もカバーするものである、われわれはかようして考えておるわけでございます。そういう意味で、形といたしましては基準法から別個の法律となつたいたしましても、基準法全体の法体系の中の一員である点には変わりございませんので、そういう意味で基準法体系の中の基準法としての基準法の性格ということは、今後ともいささかも変わるものではない、かようして考えます。

○田邊委員 もう一つ問題になりますこと

は、今度の労働安全衛生法案にしてもそうですが、かなりいわば努力目標といふのが多いのですね。私はそれが悪いとは言いません。ある面においては、そりいふた高い目標を掲げて、いろいろ生きてくるという面から見まして、一体今後労働基準法といふのはどういう形をとついくのであら、大体は私の意見をおわかりだらうと思いますが、かれども、全体的に見て、この基準法についての所見をひとつ承っておきたい。

○渡邊(健)政府委員 基準法から安全衛生問題を抜き出してしまして、今回単独の労働安全衛生法にいたしましたのは、先生のおっしゃいますような最

低基準の明確化等をも含めて、法を整備するため

私は、あなたがいま言われたことでもって、法の面における統一性ということについて、実態的にはある程度除去される面があると思いますが、それでも、しかし基本法としての労働基準法のいわば残された面におけるところの総合性、それから基本的人権を踏まえての性格、こういったものは一体どういうふうに残していくのでしょうか。

私は最賃のときもそういうことを指摘しておいたわけありますけれども、労働基準法といふものは、今後女子の問題も、これはどうなるのか

か、あるいは労働時間の問題がどうなるのかといふことを考えてまいりますと、戦後いわば日本

の法体系の中でも最も進歩的だといわれた基準法が、いわば形骸化して実体がなくなる、こういう形におちいつくるのじやないか。そのことをあ

なた方が意図しないけれども、いわゆるそういう人権問題なり権利といふものは、これは当然踏まえていくんだということをいかに強調されまし

ても、個別法としてそれはだんだんに分離化していく中でもつて、いわば中心をなすところの問題

がだんだんと薄らいでいく。そうでなくとも薄らぎたいというか、そうでなくともそういったもの

を考えたくないという思想の持ち主がおるわけであ

りまするから、私どもはそれを心配するわけであ

りまするから、そりいふた面が、いわば磐石なもの

が忘れないといふか、そうでなくともそういったもの

を忘れないといふか、そういふたものはなるべく

さつき労働災害補償の面について、大臣といろいろと対話をいたしたのでありますけれども、私は労働基準法全体から見て、いまお話しの個別法が具体的に生きるというそういう点から考え

てみますと、この最低基準を定めた基準法といふもの今後の改善というものが、どうしても必

要になつてくるんぢやないか、こういうよう思

うのです。この観点からとらえてみたときに、あなたの方の主張をある程度生かす意味でこの個別法といふものを認識した場合においても、やはりその

最低基準といふものを引き上げていくといふのが、どうしてもその底について回らなければいけ

ないんぢやないかといふふうに私は思つておるわけあります。

災害補償の問題でさつき御意見は承りましたか

ら、大体は私の意見をおわかりだらうと思ひます

けれども、全体的に見て、この基準法について

が、どうしてもその底について回らなければいけないんぢやないかといふふうに私は思つておるわけあります。

○渡邊(健)政府委員 基準法から安全衛生問題を抜き出してしまして、今回単独の労働安全衛生法にいたしましたのは、先生のおっしゃいますような最

低基準の明確化等をも含めて、法を整備するため

に単独法をこういうように制定いたしましたわけ

でございまして、今回の法律自身の中におきました

とも、危害防止基準等は從来基準法でわざか二条

ばかり根拠規定がありまして、あとすべり安全衛

生規則その他の規則関係にまかされておりました

のに比較いたしまして、防止基準の設定等につき

ましては、從来から見ると、はるかに明確、詳細な

規定を設けておるところでございますし、また先

ほども若干申し上げましたけれども、安全衛生に

関連をいたします機械あるいは原材料等につきま

しては、製造、流通段階についてまで、新法では

明確な根拠を設けまして規制を行なう等々により

まして、最低基準につきましても、これまでの基

準法体系のもとにおきます規定よりは、はるかに

改善をはかつておるところでございます。

○田邊委員 大臣、ひどく、その次の質問に移る

前に――あなたの大臣就任以来の宿題であります

ところの、基準法の中における重要な部面を占める

問題あるのは週休二日問題は当然果たすべき問

題であり、労働災害の撲滅の前提条件としても、

当然この実現を早急にはかるべき現代的な課題に

なってきている、私はこういうふうに思うのであ

ります。これは大臣の抱負の中にも入っているこ

とだと思うのですが、これはひとつ念を押して――当委員会でも質問がありましたから多く申

し上げませんけれども、私は実は労働災害の今後の

対応策としても、その前提条件として、この問

題について十分なお考えを披瀝しておく必要があ

るのじやないかと思うのであります。所見を

承つておきたいと思います。

○塙原国務大臣 労働委員の強調された、労働基

準法が労働憲章である。今までいろいろそれに

基づく御見解が述べられましたが、私はそれは同

感であります。同時に、今度の労働安全衛生法

によつて形骸化するのではないかというような御

感念もありましたが、田邊委員の御懸念は杞憂で

ありますと私は考えております。それだけ労働基準法

といふものは守られていくというふうに御理解を

いただきたいと思うのであります。

いま、週休二日を中心とした労働時間の問題

が出来たけれども、これは今日一つの政治問題

であり、社会問題であると私は考えております。

先進国ではほとんどこれをやつておるからどうこ

うという意味じゃなくて、今日の日本の現状から

考えて、この問題には真剣に取り組んでいかなければならぬし、私自身も取り組んでおるつもり

でございます。すでに完全に週休二日制をやっておるところもありますし、まあ大企業において

逐次テストケースとして、月のうち一回あるいは二回というようなところもあるようではあります

が、今日の段階では、中小企業の抵抗はかなり激

しいようにも聞いております。また御承知のように、金融関係はどうかということで労働省から大

蔵省にお願いし、金融界を中心として御研究を願

い、その結論も一部得ておるような状況であります

するが、今日まで当委員会並びに予算委員会を通じて、官府を中心となつてやらなければ、この問題

は、基準法は守られているという、それからまた

私がくどくどしく申し上げてしまいまいましたの

は、基準法は守られておるという、それからまた

今後もいろいろとはかられるという。しかし、そ

れならば一体日本の政府は国際的に見て、いわば

分親密をされてから発言をさせていただきたいと思つております。

私がくどくどしく申し上げてしまいまいましたの

は、基準法は守られておるという、それからまた

今後もいろいろとはかられるという。しかし、そ

れならば一体日本の政府は国際的に見て、いわば

安全衛生の部面にわたるところの国際条約の批准についてどれだけの熱意を示してきたのかという

ことに対するもので、私は実はお伺いしたいのであります。

ILOのいわばこの部面に対するところの条約について、官府が中心となつてやらなければ、この問題は推進できないではないかというお話をございましたけれども、私はやはりこの問題は労使が話し合つて、それこそコンセンサスを得て実現できることを一番望んでおりますけれども、やはり諸般の情勢を判断しながら、労働省として指導すべき事項については前向きに当たつていきたい、このように考えております。

いま、それではいつからこれを実施するか、いつからどうなるかというと、これは今日の段階でまだ申し上げられませんが、要するにコンセンサスを得て、話合いでのこの問題が実現されるるのじやないかと思うのであります。

私は、実は一つの批准を除いては多くの批准をされない部面がございます。十三号、三十二号、六十二号、百十五号、百二十号、百二十七号、私は教えてみましても、これらの条約の批准を実はいまだかつてしておらないのであります。

これから先、基準法を改善される、最低基準を守つていく、それから労働安全衛生はさらにはつ努力をしていくという熱意があり、こういう御決意があるとすれば、これらのいわば国際的な水準に達するためのILOの条約批准についても、私は当然熱意を示していかなければならないのです。

○田邊委員 特に私は、その六十二号条約は一番最初に申し上げたような、いわば建設関係の労働災害が非常に多いという部面からいって、これを保護するという立場から見ても、早急にこの批准をすべきじゃないか、こういうふうに考えておる

ひとつ、そういう部面についても、百十九号と並んで私は早急な批准を望みたいわけでありまして、これに対する対策を早期に立てていただくことを私は心から祈念いたします。よろしゅうございます。

○塚原國務大臣 先ほど申しました機械防護に関するものは、この法案が制定されれば、非常に前が開かれてくるわけでありまして、それと同時にいたしましても、その道は開かれてくるわけあります。そして、さらにいまの六十二号と百五号でありますか、それが追つかけていくというふうにとつていただきたい、このように思つております。

○田邊委員 これはぜひひとつ、いま申し上げた一連のI-L-O批准について政府の決断を望んで、そのことによつてやはり前向きの姿勢というものが現実に明らかにされると思うわけでござりますから、そういう面についての御努力をぜひお願ひお願いしなければならぬと思うのであります。この労働安全衛生法は、今まで論議をしてまいりましたように、労働者の生命・人権を守るという立場から見て、私どもはぜひひとつ從来以上の前進的な体制をとつてもらいたいというふうに思つておるわけでありますけれども、特に今後のいろいろな規定を実施をする中に、労働者の、あるいはまたそこに労働組合があれば当然でありますけれども、そういうものの労働災害防止のための発言権を確保すること私が必要ではないかと思うのです。今までややもすれば、一方的な押しつけでもつてこれが職場でやられてはいる、何か官製的立場に立つて、知る権利なり意見述べる権利なり、あるいは違法、不当な作業に対しても拒否するという権利なり、こういったものを私は順守できるようにならなければならぬし、法的な面においてもこれが明確化を期すべきであるというふうに

思つておりますけれども、この点に対してはどういうお考えでございましょう。

○塚原國務大臣 この法案の中に安全衛生委員会とくらべたのが設置されます。もちろん労働者が参加することは、これは当然であります。数はあとで事務局から説明させますが、たぶん半数が組合の方の参加になる、このように思つております。ですから発言権を大いに拡大して、その声を反映させるということは十分に考えております。

○田邊委員 したがつて、これは当然私が申し上げた発言権といふものに対して、法でやはり明確にしておく必要がある。特に一番問題なのは労働安全衛生委員会の設置なり、あるいはまた具体的にその中でもつて労働者側の意見を述べるという考え方なり、一番重要なことは、やはり違法なものや不當なものに対して、そういうたたけには労働者は携わらないという拒否権、これを持つて明確に定めることが必要なことであるし、当然なことであると私は思うのでありますけれども、この点はどういうわけでここまで踏み切れなかつたのですか。

○渡邊(健)政府委員 労働者が作業をいたしておられます際に、安全衛生上の事態が発生いたしましたところに労働組合があれば当然でありますけれども、そのたまに労働災害防止のための発言権を確保すること私は必要ではないかと思うのです。今までややもすれば、一方的な押しつけでもつてこれが職場でやられてはいる、何か官製的立場に立つて、知る権利なり意見述べる権利なり、あるいは違法、不当な作業に対しても拒否するという権利なり、こういったものを私は順守できるようにならなければならぬし、法的な面においてもこれが明確化を期すべきであるというふうに

その他特定化学物質等障害予防規則とか、あるいは電離放射線障害防止規則等々に、具体的な危険が生じた場合に、使用者に労働者を退避させるべき義務を設けました規定を設けておるわけですが、さういふことは、これは当然であります。したがつて、そなうことで労働者加することとは、これは当然であります。数はあとで事務局から説明させますが、たぶん半数が組合の方の参加になる、このように思つております。ですから発言権を大いに拡大して、その声を反映させるということは十分に考えております。

○田邊委員 したがつて、これは当然私が申し上げた発言権といふものに対して、法でやはり明確にしておく必要がある。特に一番問題なのは労働安全衛生委員会の設置なり、あるいはまた具体的にその中でもつて労働者側の意見を述べるという考え方なり、一番重要なことは、やはり違法なものや不當なものに対して、そういうたたけには労働者は携わらないという拒否権、これを持つて明確に定めることが必要なことであるし、当然なことであると私は思うのでありますけれども、この点はどういうわけでここまで踏み切れなかつたのですか。

○田邊委員 実は私が知つておるある中小企業の経営者、もつともこれはいわば要質な人なんでしょう。労働者がくたびれて機械につづけない、あるいはまた車の運転ができないと言つたら、君はそういう機械や自動車を取り扱う部品なんだから、部品はときどきかえなくちやならぬ、くたびれてくればかかる必要があるから、どうぞひとつおやめなさいと言つて、それをお払い箱にしたといふ例を私は知つておるのであります。

これは極端な例でしょうけれども、そういう思想といふものがまだまだ実は残つておるわけですね。したがつて、いまあなたがおつしやつたように、緊急の事態に対しては、避難をする権利を持つておる、避難させるところの責任があるとおつしやるけれども、そういうことだけでもつて處理できないのが現在の状態じゃないかと私は思つてます。大臣は相当楽観的にものごとを見ておられますけれども、日本の職場といふものはそんなものではない。牛馬のごとく使うという表現まで実は私はまだまだ残つておると思つておるわけありますけれども、日本の職場といふものはそんなものではない。牛馬のごとく使うという表現まで本当に退避せらるといふようなことが安全衛生規則にて出でておりますし、

然こういったものに対しても何らかの措置というものを法的に明確化する必要があるのではないかと思うのです。

まして労働側から見て、この施設、機械は達成するものである、不当なものであるといふ指摘ができるとするならば、そういうたたけには携わらなければなりません。したがつて、これを拒否するところの権利といふものもを法的な面で明らかにしておかなければ、それが申上げたわけですけれども、この点はどういうものもを法的にだいじょうぶですね。私は申し上げたわけですけれども、この点はどういうことは絶対にだいじょうぶですね。

○渡邊(健)政府委員 機械等が規則に違反する等の危険な状態にあるといふ場合につきましては、先ほど大臣も申しました安全衛生委員会等について、その付議事項といたしまして「労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に關すること。労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する事項。前二号に掲げるもののほか、労働者の危険防止に関する重要事項」というようなことがあります。それらの事項につきましては、安全衛生委員会は事業主に対しても意見を述べることができる法律の規定に相なつておるわけでございます。

したがつて、おつしやいましたような事態のときは、安全衛生委員会の中で十分実情を委員として把握され、それに依て意見を使用者側に表明される機会があるわけでございますし、さらには一般論といたしまして、基準法ないしは安全衛生法関係の違反がある場合には、労働者はその違反を労働基準監督機関に申告する権限も認められておるわけでございますから、そういうことによりまして、十分に違反を是正し、それを直さざるべく義務づけております。

○田邊委員 労働災害を防止する責任が事業主にあることは当然でありますけれども、これがいよいよ人権を擁護するという立場から、労働災害時にあつておられます。今回も事業者に対する責任を負わせる、こう

いう規定があるということではあります、しかし私はことば自身もいろいろと問題であります。が、これはあとでお教えをいただきたいと思つておりますが、基準法によるところの「使用者」という規定が、今度はたしか「事業者」といふうに変わつておるので、この区別も私どもでは明確でありますけれども、いずれにいたしましても、この事業経営者がはたして労働災害を防止するところの責任を負うことができるようなどあいに、今度の法律案は明確な規定を設けておるのかどうか。そのことによつて、さつき私が申し上げて大臣といろいろな意見が交換をされたわけありますけれども、その利益をあげる立場といふものと、その労働者の安全衛生を守るという立場、労働災害をなくすという立場といふものと、一体どういうふうにからみ合つてこの安全衛生法といふものが生きてくるような事態になるのか、この点をひとつ教えていただきたいと思うのです。

○渡邊(健)政府委員 ただいま先生おつしやいましたように、基準法では義務を課しておる対象は使用者でございまして、その使用者といふのは基準法の十条で、「使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のため行為をするすべての者をいう。」ということで、最高の経営者、責任者だけではないに、その下におられます労働関係に従事する、いわゆる使用者側の立場にある従業員も使用者の中に入つておるわけでございます。

そこで従来やもいたしましたと、最高責任が事業の経営者にあることがぼける、使用者の範囲が非常に広くて、実際の衝に当たる行為者まで含みますために、最高の責任が経営者にあるのだといふことがややぼけるきらいもございましたので、今度の労働安全衛生法におきましては、義務を課します対象を事業者といつてしまして、これは「事業を行なう者で、労働者を使用するものを

いう。」ということで、経営者そのものの義務を課しまして、経営者が労働安全衛生につきましては最高の責任を持つておるということを明確にいたしておりますとこでございます。

ささらにそれに加えまして、三条で(事業者等の責務)という規定を設けまして、事業者が災害防衛に加えまして各事業所ごとに、事業者はその事業所で総括的な管理運営に当たるべき者を総括安全衛生管理者に選任をいたしまして、その者に安全管理についてのいろいろな業務を統括管理させるべき権限を与え、責任を与えることにいたしております。それらの規定によりまして、事業者が安全管理についての最高の責任を持つておるというところを、この法律ではきわめて明確にいたしております。

なお、それでは事業主にだけ責任があつて、その下においては実際の責任がないかといふようなことになりませんように罰則の適用につきましても、この法律の百二十二条におきましては、両罰規定といふものを設けまして、そういう経営者そのもの、たとえば、法人で申しますれば代表者等だけではなく、その代理人、使用人その他の従業者で、違反行為をした行為者についても罰するということで、その方面から行為者もこの労働安全衛生法の諸規定に違反してはならない責任を課す。

こうしたことによりまして、一面において経営者の安全衛生についての最高責任の所在を明確にいたしますとともに、あわせまして行為者についても、そういう面で違反行為に対する責任を問うたところが今回の立法の一つの大きな特色に相なつておるわけでございます。

○田邊委員 あまり時間がありませんから、次に

この監督をする行政能力といふのはどのくらいあるのでございましょうか。労働基準監督官の配置について、一体万全であるとあなた方にお考へでございましょうか。大体毎年百人ぐらいの監督官千人足らずでしょかの監督官がおりまして、いまの事業所の数から見ますならば、大体十三年に一回ぐらいいかねぐでございましょうか。大体毎年百人ぐらいの監督官が万全であり、十分厳格な監督を基本に据えてやれ、こういうふうにお考へでございましょうか。一体、これに対するとこの行政能力をどの程度発揮する配置をあなた方はしようと考えていればならないというふうに思つておりますけれども、いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 安全衛生の確保につきましては、危害防止についての基準を設定し、それを順守させるために、それについての厳正な監督を実施するということが根幹であるということは、必ず監督のとおりであるわけございまして、先生御指摘のとおりであります。今回の労働安全衛生法におきましても、基準監督官により観点から監督につきましても、基準監督官によります監督につきましての明確な規定を設けておるわけござります。

ただ、最近の労働災害の情勢を見ますと、それだけですべて安全衛生は万全でないという観点から、それに加えまして、いろいろな幅広い指導行為、援助行政、こういったものを展開することいたしておりますが、監督が基本でありますことにつきましては、先生のおつしやるとおりである、われわれがよう考へております。

○田邊委員 監督が基本であると言われましたが、一体だれが監督をいたしましょうか。一体、

増強いたしまして監督官、安全衛生専門官の効果的な運用をはかる等々によりまして、できる限り監督の効果的な確保をはかつてまいりたい、かようになります。

○田邊委員 労働省は、この監督官は何しろ不足であるということでもって、これの増員をはからなければならぬといふことで毎年要求しているのですが、なかなか思うようにいかない。そこで、いつでしたか、五年間に千人の増員を計画しておるということを実は私、一度聞いたことがあるのですが、これは本物ですか。

○渡邊(健)政府委員 前に原大臣のときに監督官の確保をはかるために、そういうような目標で今後努力をしたいということで話をされたわけございまして、われわれといたしましても、できる限りそういう目標が達成できますよう今後できるだけの努力をしてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○田邊委員 まあ専門官も含めて百五人というのですから、毎年大体百人前後ずつぐらは監督官をふやしてきたのですね。これは総定員法によつて基準局の職員全体をふやすわけにいきませんから、その点に対する苦衷はわかりますけれども、私は、今までいろいろな論議をし、これからも皆さんが論議をいたします労働災害撲滅の中心をなすところの行政能力の面からいって、これでは何としても絶対数が足らぬと思うのですね。ですから、五年間に千人というふうなことを聞いたときにも、私は一年間二百人で、はたしていいのかと思つたけれども、いまとなつてみれば、これくらいは何とかしなければいけないのじやないかなた方、今までずっと十年くらひやつてきたあなた方、いままでずっと十年くらひやつてきたことを振り返つてみると、まあ大体これが精一ぱあなた方、いままでずっと十年くらひやつてきたことについて、ずいぶん弱気になつてきましたのです。あ

もちだらうと思うのであります。

大臣、どうですか、ひとつ五年間千人などと言つてはぜひ納得させたいと思つておるのですが、こんな法律を幾らつくても、あなたのほうの体制がそれに即応しなければ、実は何にもならないよ。これは経営者の自主的な努力、理解、協力、労働者のそいつた面におけるところの教育、そ

ういったことだけにたよつたのでは、本来的にできない仕事なんございまして、そういう面において、あなたもせつかく大臣になられ、いろいろな面における抱負をお持ちでありますから、それをひとつ重大な柱として、この監督官、専門官も含めての増員について、ぜひひとつ決意を込めて今後の御努力を私はわざわざいたいと思うのでありますけれども、いかがですか。

○塙原國務大臣 監督官、専門官、何か先ほど三年目に一回ということば、私はこれは初めて聞いたことがあります。が、全事業所と人數を考慮合わせると、おそらくそういうことになると思いますが、今日においては、現実の問題として、やはり機動力を發揮してフルにひとつ活用してもらひ、そして御懸念のないよう、相談りきめられた者で機動力を發揮することが一番大事だと私は思つております。

いま私は明年度予算において、明年度予算編成期にどれだけの人間を採るという数字をはつきり申し上げません。しかし足りないことは事実であります。したがつて、労働大臣となりました以後は、この法規が吹き抜け案にならないよう、予算の面において十分な手立てを講ずる必要があるというふうに私は思つています。これは当然なされべきじゃないかと思つて——塙原さん、そういった面では、言われたことはきちんとやられる方であることは、国会対策から見て、いままでも信じてきただ一人でありますから、ぜひそういう面で予算の十分な獲得をはかつていただくようにお願いしたいと思うわけでござります。

○田邊委員 この有害物質の規制については、私はひとつ個々の問題についてまたお伺いをしていきたいと思いますけれども、やはり発ガン性に対する製造禁止なり、ガソリン性に対する規制などを、いろいろ面についても、われわれとしては、いろいろ取扱選択いたしましたが、この点については、私は増員といふものを考へた一人であります。したがつて、労働大臣となりました以上、数をはつきり申しませんが、いま御批判があ

う努力する。最大限の努力をするためには最小限の、人數の確保をはからなければなりません。原

劳动大臣の御趣旨に従うような努力をいたしまして、ただひつお聞かせいただいて、あとはひとがそれの委員に譲りますから、基本だけ伺わせていただきたいと思います。

○田邊(健)政府委員 あと、監督官がふえても、実は職場をめぐつても、おまえが来ても何にもわからぬじやないかといわれておつたのでは何にもなりませんね。最近の非常に複雑な技術の進歩等を見たとき、基準監督官なり専門官というものが行つてみても、経営者なり、そこで働く労働者がばかりにして、いまの労働基準監督官では何にもわからぬよ。こう言つてのける状態があるのであります。ですから、やはり監督官の技術的な向上、これは民間の職場におけるそれに携わる人たちの質的な向上も必要であります。そういう面に対する訓練機関の充実等も当然しなければならぬと思うのであります。きょうは訓練局長来ていないようですが、いずれにしても、そいつた面において労働安全教育センターの設置等がありますが、予算の裏づけ等もはかられて今後に對処してもらいたいというふうに思つておるわけござります。

一つ大臣に必要なことは、そいつた面においては、この法案が吹き抜け案にならないよう、予算の面において十分な手立てを講ずる必要があるというふうに私は思つています。これは当然なされべきじゃないかと思つて——塙原さん、そういった面では、言われたことはきちんとやられる方であることは、国会対策から見て、いままでも信じてきただ一人でありますから、ぜひそういう面で予算の十分な獲得をはかつていただくようにお願いしたいと思うわけでござります。

十二時半までに終わりにしたいと思いますので、自後の問題はいろいろとあります。が、この点については、私は増員といふものを考へた一人であります。したがつて、労働大臣となりました以後は、この有害物質を対するところの規制は、現行の知識でわかるような形で基準をきめて表示をす

健康にかかわる問題でありますから、疑わしきは規制をするという立場で事前に手を打たなければならぬというふうに思うのであります。この法案では、時代の進展に従つて次から次へと登場する有害な物質に対し、一体どういうふうに処理していく考え方であるか、その考え方の基本についてだけひつお聞かせいただいて、あとはひとつまた他の委員に譲りますから、基本だけ伺わせていただきたいと思います。

○渡邊(健)政府委員 この法案におきましては、有害物質につきましては従来製造が禁止されておりました黄磷マッチ等のほかに、新たにベンジンあるいはベンジンを含有する製剤その他など、ガソリンの発生源となりますものにつきましては、ガソリンの発生源となりますものにつきましては、ガソリン性物質であるといふわれております。ジクロルベンジン等につきましては、これを製造を禁止することを明確に規定いたしますとともに、さらにベンジンほどではないにしろ、発ガソリン性物質であるといふわれております。

る必要があるというように私は思うのであります。われわれはいろいろな状態で、そういう表示をやはりなされるべきであると思いませんけれども、これに対する指導も十分行き渡るようにしていただきたい、こういうように思つておりますが、いかがですか。

○渡邊(健)政府委員　有害物の表示等につきましては、細部は省令で定めることになつておりますので、先生御指摘のように、一般の人ができるだけわかりやすいような表示をするよう、省令の制定に際しては配慮してまいりたいと思います。

○田邊委員　それでは自後の問題はまたいろいろお聞きすることにいたしまして、これも、公害の権威である島本委員がおりますから、公害問題は触れたくありませんが、やはり公害の防止という点からいって、その発生源になるのは何といつても事業所でありまして、労働安全行政の対象となる事業所、これが快適な、健康的な、衛生的な事業所として改善をされれば、自然に公害もなくなるという形でございまして、この公害防止という観点から見て、この事業所の改善あるいは安全衛生、労働災害の防止、こういったものがはからなければならぬ。

そういった面で労働省の、労働行政の果たすべき役割りというのは、社会的に非常に大きくなつてきているとわれわれは考えていいわけですから、これに対して一体どういうふうな姿勢で取り組むつもりでございますか。

○田邊委員　それでは、きょうは一番最初に申し上げたように、この法案の前提となるいろいろな条件、特にいまの基準法との関係、それから周辺のいろいろな問題についてお伺いいたします。

たが、私が申し上げた点でもおわかりのとおり、実はいろいろなこれに対するところの意見なり、あるいはまた疑問なりというものがござりますから、これをひとつ十分説明をする中でもつて、この法案の今後の審議について私は携わっていただきたいというふうに思つておりますので、きょうはこの程度で終わっておきたいと思います。

○森山委員長　次回は来たる二十三日木曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時三十二分散会